

## ガスシステム改革の検証に係る意見の概要

令和 7 年 10 月 7 日から令和 7 年 11 月 6 日までの 30 日間、ガスシステム改革の検証を進めるにあたり、多様な観点から包括的な検証を行うことが重要であるため意見募集を行ったところ、合計 14 者から、合計 53 件（※）の御意見を頂戴した。

意見の概要については、以下のとおり。

（※件数は、提出様式に含まれる各意見内容を 1 件として計上。）

### 1. 安定供給の確保

No.	意見内容
<b>需要家保安に係る責任の在り方</b>	
1	・大規模災害時における対応も含めた保安業務について、新規参入者を含むガス小売事業者と一般ガス導管事業者の連携・協力が確実になされる状況にあるか、ガス小売全面自由化による保安への影響の有無を検証いただきたい。
2	・保安作業等の出向業務をはじめとした小売事業者の負担に関して、お客さま・事業者双方にとって負担軽減につながるガス保安の仕組みについて検討いただきたい。
3	・ガス事業の需要家保安については、ガスシステム改革の議論の際にガス安全小委員会などで検討されている。その中で、ガスを販売する立場から小売事業者が安全型消費機器への買い替えや消費機器に関する危険発生防止周知などを行うことが効果的であり、開栓時の消費機器調査などを小売事業者が行うことで、ガスの保安に関する協働に資することから、需要家保安の内、消費機器調査や危険発生防止周知などについては、小売事業者が保安責任を負うことが適当と整理された。 ・上記の整理と、その整理の背景は、システム改革当初から現在に至るまで大きな変化はなく、今後も同様の整理を前提に、導管事業者と小売事業者の責任を各事業者が果たすことで、ガスの保安水準が担保されるべきであると考える。 ・今後、保安の DX 化が進展し需要家保安の考え方の見直しが仮に論点化された際においても、これまでの整理と照らし合わせた慎重な議論が必要と考える。
4	・第 3 回 WG においてご議論のあったとおり、導管事業における扱い手不足への対応にはスマート保安・DX 化が重要であると考えるが中小事業者にとっては、システム等の開発・導入は技術・費用の両面から容易ではないため、ご支援をお願いしたい。
5	・需要家が小売事業者を選択（特にスイッチング時）する際に、保安責任区分（役割分担）の説明の徹底についてガイドラインの策定や小売事業者への指導の強化をお願いしたい。
6	・消費機器調査は法定業務であり、お客さまの安全に資するものであることから、品質担保が必須という前提のもと、旧一般ガス事業者、さらに言うならば、中立性ならびに扱い手確保の観点から導管部門が実施すべきではないか。 ・また、スマートメーターを前提とした開閉栓業務の在り方について議論すべきと考える
7	・ガス小売事業者が、「ガス小売事業の用に供するガス工作物」の保安の監督のためのガス主任技術者を選任するにあたり、設備を適切に維持管理できる事業者に限り、電気事業法で運用されている『みなし設置者』による法定管理者の選任と同様の制度導入を要望する。
8	・保安業務を一般ガス導管事業者に一元化し、その費用を託送料金としてガス小売事業者が負担する制度とすべき。
9	・メーターガス栓の物理的閉栓は、ガス小売事業者が実施することとされているが、託送契約や保安上の観点から責任主体をガス導管事業者とすべきではないか。
10	・現在、物理的閉栓をもって、託送契約および小売契約を解約している。 ・料金未収などによる小売事由閉栓の際に、「次回検針後は無契約状態となり、他のガス小売事業者と契約する必要があること（経過措置約款においてはガスの供給が停止されるおそれがあるこ

	と)」を説明する等、一定の件を満たすことで解約できる制度（一般導管事業者による供給を担保することで現契約を解約できる等）を求める。
11	・大規模災害時の要員確保は、基本的に一般導管事業者にて集約して実施すべき。
12	・スマートメーターの設置・活用の促進。 ・電気側については2024年度末に全エリアすべてのお客さま向けに設置完了。ガス事業についても検針出向コストの低減等、社会的なコストを削減するため、早急にスマートメーターの設置を進めるべき。 ・また、社会的コストの低減のため、開栓／閉栓などの出向対応も、スマートメーターにより遠隔で実施するよう変更すべき。
13	・スマートメーターの活用情報の拡大。 ・ガスのスマートメーターについては、遠隔検針以外の付加価値はなく、その他の情報取得はできないものと聞き及んでいる ・電気のスマートメーターは時間帯のロードカーブ等の取得によりDR契約等の新たなサービスが開始されているため、ガス事業においても需要家へのサービス提供の充実が必要と思料。
14	・ガススマートメーターの普及促進に向けて、設置費用負担を軽減する目的で国からの補助金の拡充をご検討いただきたい。
15	・第27回ガス安全小委員会で「①スマートメーター等の導入に係るロードマップ策定」「②大規模災害時の保安業務のあり方（費用負担含む）」について検討するとされており、その進捗状況（具体的な省力化の内容や動員削減）について確認したい。
16	・「スマートメーター等の導入に係るロードマップの策定に向けた検討」において、開栓時の消費機器調査項目（回収対象機器の有無、ガス種適応性、法定調査対象機器の有無）の実施要件緩和が検討範囲となっているか伺いたい。
17	・業務用厨房における業務用換気警報器の設置を義務化すべきである。
<b>ガス導管事業に係る事業環境整備・導管部門のさらなる中立性確保</b>	
18	・導管部門の更なる中立性確保の必要性を検討する場合は、必要以上なものとなっていないか、過度な負担となっていないか丁寧に検証いただきたい。
19	・労務費・資材価格の高騰等の影響をガス導管の託送料金に適切に反映できているか検証いただきたい。
20	・第3回WGにおいて各社よりご説明のあった人件費や諸物価高騰の影響については当社においても同様であり、足元の価格を適正に迅速に反映する方法についてご検討をいただきたい。
21	・物価高・地価上昇に伴う道路占有料上昇等の外生的要因や、都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて合成メタン等の割高な調達費用を託送回収する仕組みにより、将来、託送料金が値上げされる頻度は、現在よりも増えることが予想される。 ・一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が託送料金の値上げにより費用回収するにあたって、必要以上に頻繁な改定を回避し、経済産業大臣の承認から託送料金改定実施までのリードタイムを十分に確保するよう適正なガス取引についての指針等において定めていただきたい。
22	・導管部門と小売部門の行為規制の徹底。 ・一般導管事業者に対して、スイッチング手続きを実施した直後にグループ会社の小売事業者からのアプローチがあったことが散見された。 ・一般導管事業者が得た情報の目的外使用およびグループ会社の小売事業者への共有は健全な競争ではないため監視が必要。
23	・導管部門における関連小売事業者の販売促進活動の禁止。 ・開栓・閉栓、ガス消費機器調査を関連する会社以外の小売事業者から委託された場合の自社小売の商品、サービスの紹介は、旧ガス事業者と新規参入者との営業機会の格差につながるため禁止すべき。
24	・旧一般ガス事業者は第1Gまで法的分離が実施されているところだが、第2Gまで拡大すべきでないだろうか。少なくとも、他事業者が参入して実際に競争が発生しているエリアについては中立性確保のために拡大すべきと考える。
25	・導管部門の求める小売事業者への供給力確保義務を緩和して欲しい。
26	・10/23に行われた第3回ガス事業環境整備ワーキンググループでは、一般ガス導管事業者から今後の物価高・地価上昇に伴う道路占有料上昇等を踏まえた託送料金の値上げが訴求され、委員からは適切に反映できる仕組みの検討について意見が出された。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に上記要因により託送料金が値上げされた場合、地元の旧一般ガス事業者が新規参入者を排除するために正当な理由なく小売料金を据え置くことは、適正なガス取引についての指針やガスの小売営業に関する指針等において問題となる行為として位置付けていただきたい。</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者間精算の契約条件に関する、上流側・下流側の事業者間の交渉については、当該事業者間における民民の折衝を前提とすることは理解。しかしながら、以下に述べるとおり、事業者間精算料金の変更について、上流側事業者において託送料金が改定された場合にそれを迅速かつ合理的に下流側事業者の事業者間精算料金に反映できないという問題が生じている。このような弊害を是正するため、交渉の透明性・公平性を確保し、迅速かつ合理的に事業者間精算料金の見直しを実施する観点から、一定のルールを策定し、ガイドライン等に明記いただきたい。</li> <li>・特に、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者では、料金改定に関する行政手続に違いがあることから、契約条件や精算方法に影響を及ぼす可能性がある。こうした制度的背景を踏まえ、公平で透明性のある契約・精算が行われる環境を整えるためにも、民民の交渉を支える枠組みとして、契約・精算に関する基本的な考え方や交渉ルールをガイドラインとして整理・提示いただくことが望ましいと考える。</li> <li>・具体的には、上流側事業者が特定ガス導管事業者、下流側事業者が一般ガス導管事業者であった場合に、料金改定のための届出・認可のタイミングに差が生じる。また、上流、下流側事業者とも特定ガス導管事業者であった場合でも料金改定のための両者の届出のタイミングに差が生じる。</li> <li>・上流側の特定ガス導管事業者が託送料金の変更（値上げ）の届出を行う場合、これに伴い下流側事業者との間の事業者間精算料金も改定（増額）される必要があるが、下流側事業者において託送料金の改定（事業者間精算費の改定のための変分認可・届出）が必ずしも適時に行われるものとは限らない（特に下流側事業者が一般ガス導管事業者である場合、当該下流側事業者の託送料金の改定までに相応の時間を要することが想定される）。この場合、下流側事業者による料金改定が完了するまで事業者間精算料金の改定（増額）が行われないとすると、上流側事業者は、自らはコントロールし得ない下流側事業者側の託送料金の改定の手続を待つことを余儀なくされ、その間、新たな託送料金との差分を回収できないまま事業を行うことになる。</li> <li>・このように、現状では、ガス導管事業全体としてみたときに上流側事業者の託送料金の改定が迅速かつ合理的に下流側事業者に反映できる構造になっていない。そのため、連結託送している全ての事業者に損失が生じることがないような、事業者間精算料金の改定に関する、交渉の手順（上流側事業者による料金変更の通知期日や、下流側事業者が通知を受けてから事業者間精算料金を変更するまでの期間・手續の具体例等）をガイドラインに規定いただき、ガス導管事業全体として迅速かつ合理的に事業者間精算料金の変更がなされるような運用を促していただきたい。</li> </ul>

### 地方都市ガス事業

28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少と需要減少という地方における構造的な課題が顕在化するなか、地方における持続可能なガス事業という観点に照らし検証いただきたい。</li> </ul>
----	---

## 2. 需要家の選択肢確保

No.	意見内容
<b>小売全面自由化・卸取引に係る環境整備</b>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規小売事業者へのスイッチング状況に加えて他燃料との競争状況など、地域の特性等も考慮のうえ検証・ご評価をいただきたい。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、ガスシステム改革の検証を進めるにあたり、以下のポイントを考慮頂きたい。</li> <li>・ガスシステム改革議論の開始当初より、ガス市場の特性を踏まえた議論を実施頂いてきた。また、システム改革以降、電力とガスとでは、異なる課題が生じており、それぞれの課題に応じた議論を実施頂いていると認識している。今後もこれまで同様に電気とガスの市場特性等の違いを踏まえた議論を継続頂きたい。</li> <li>・小売や卸取引等における個別事案については、電力・ガス取引監視等委員会が仲介・あっせん等を行う機能を有していると認識している。このため、個別事案で生じる問題点については、電力・ガス取引監視等委員会にて確認された内容も踏まえて、制度的な対応の要否を議論する必要があると考える。</li> <li>・これまでのガスシステム改革検証では想定されていなかった、エネルギー価格の不安定化や地政学リスクの高まり、そして世界大での脱炭素化への要請などに対して、時代に応じた制度設計が必要になると考える。「需要家の利益」や「着実な低炭素化とその先のカーボンニュートラル社会実</li> </ul>

	現」に資する天然ガス利用の維持・拡大に向けた必要な措置等について、将来視点での議論が行われることを期待する。
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の小売営業に関する指針には、スイッチング期間において取戻し営業を行うことは問題となる行為として規定されている。</li> <li>ガスの小売においても取戻し営業には同様の課題があると考えており、電力の小売と同等の規定化を希望する。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG基地の第三者利用制度が新規参入者にとって実質的に利用困難な状況となっている。</li> <li>このため、小売部門のLNG貸借に関する自主的な取り組みを促す制度や、小売部門以外（例えば、製造部門）がLNG貸借の引き受け先となる制度措置、相対卸の拡充（基地出口卸）等の新規参入支援策について、ガス事業環境整備ワーキングにてご議論いただきたい。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧一般ガス事業者が所有する既存設備の有効活用を促すルールづくりにより、競争を促進するとともに、過剰投資による社会的コストの増加を防ぐべき。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧一般ガス事業者の小売料金を基準に設定されている需要場所渡しのスタートアップ卸について、暖房を利用するパターンの需要場所において、旧一般ガス事業者が設定している小売料金よりも高い水準の卸料金の請求を受けているため、実態の確認および検証を行っていただきたい。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業者の参入を促進するために始まった「スターアップ卸」ではあるが、全国の家庭用年間販売量での新規参入率に対し、鹿児島エリアでは0.2%（2025年3月末時点）に過ぎず、現状のままでは、スタートアップ卸は自由化とは程遠いものとなっている。</li> <li>現行の制度では、新規参入者にとって卸調達先の選択肢がなく、卸売事業者と新規参入者の協議に委ねるだけであり、交渉力のない新規参入者には不利である。</li> <li>新規参入者の中には、諸々の参入障壁を乗り越えるため、他商品（灯油等）との抱き合わせで、新規導入効果を上げている事業者もあるようだが、都市ガスの新規参入条件は、あくまでも卸上限価格で決まるので、画一的でなく、地域特性等を考慮するなど、そのエリアごとに決めるべきである。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規小売事業者の都市ガス調達（第2G以上の旧一般ガス事業者の卸）について、当該エリアの旧一般ガス事業者における小売部門への内部取引価格に相当する条件をベースに協議できる環境整備をお願いしたい。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧一般ガス事業者の小売部門に対する卸価格と他社への卸価格（提案価格）を検証。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力においては、旧一般電気事業者及びJERAによる小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助を防止することや、電源アクセスのイコール・フッティングの担保を目的として、内外無差別な卸売等のコミットメントが表明されている。第1G及び第2G旧一般ガス事業者においても、基地出口卸を含めた卸売のコミットメント（入札等）を実施することにより、競争事業者の新規参入が増加すると考える。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置解除後に事後監視が3年実施され、本来であれば2025年3月末の報告をもって終了するところ、他社参入がなく競争環境がない等の理由から延長が決定した（とのこと）。その理由であるならば、何故経過措置が解除されたのか。たとえ他社参入がなくても、現在の地方都市ガス事業者は地域の高齢化や人口減、温暖化等の影響を大きく受けて、販売量減少に歯止めが掛からない状況にある。その現状もご理解いただきたい。</li> </ul>

### 3. 都市ガスのカーボンニュートラル化

No.	意見内容
<b>熱需要の低炭素化・都市ガスのカーボンニュートラル化</b>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年CN化に向けては、特に熱需要の大きな産業で、着実な省CO<sub>2</sub>を実現しつつ、既存のインフラを活用してシームレスにCN化に移行していくことが合理的なCN化手段の一つであると考える。</li> <li>ただし、近傍にインフラ設備の無い大規模な燃料転換は、需要側設備の更新に加えて、LNG受入基地やサテライト設備といったLNG貯蔵や製造設備、製造設備の立地と需要地に距離がある場合には導管設備等のインフラが必要になる場合もあり、サプライチェーン全体での整備が必要になる。特に地方での大規模燃転においては、既存のインフラに対して燃転需要の需要規模が莫大になるケースもあるため、省エネ補助金やGX移行債を償還財源とするHard to Abate向け補助金等の需要側の燃料転換に係る支援に加えて、供給設備側への新設・増強への支援も含めたサプライチェーンの構築に資する環境整備が重要であると考える。</li> </ul>

	・トランジション期における支援に当たっては、CO <sub>2</sub> 削減コスト効率等を踏まえた、現実的な手段によるCN化を目指す政策議論が行われることを期待する。
2	・燃料転換に関する補助金の充実。
3	・都市ガスのカーボンニュートラル化にあたっては、環境価値移転や導入コスト等の課題があり、各事業者の置かれた状況もさまざまである。日本全体で都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するためには、ガス事業者の多くが地域・地方に根差した中小規模の事業者という実態も踏まえる必要がある。
4	・合成メタン等の確実な社会実装に向けて、トランジション期における燃転や省エネ機器の普及促進、また、革新技術の開発加速や制度整備などそれぞれを後押しするためのご支援をお願いしたい。
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ小委員会で議論されている通り、家庭部門エネルギー消費の3割を占める給湯器で対策が必要と認識しており、家庭用温水機器判断基準WGで議論されている「給湯器の省エネルギー・非化石エネルギー転換に向けた制度」で、より効率の良い給湯器を普及拡大させる方向性について賛同する。</li> <li>・他方、本制度議論では一次エネルギー消費量をベースとした評価では無く、化石エネルギー消費量をベースとした評価となっており、ガスを使用する機器は電気を使用する機器と比べて相対的に化石エネルギー消費量が多く見える形(=電化促進)となり、需要家のガス機器購入のディスインセンティブとなることが懸念される。</li> <li>・仮に本制度が実行された場合でも、電力需給は中期的にひっ迫することが第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会でも示されているところ、電化促進政策と我が国の電力需給状況の時間軸が配慮された議論が行われるべきではないかと考える。</li> <li>・また、ガスシステム改革検証を実施するに当たり、上記制度議論はシステム改革の目的である「天然ガス利用方法の拡大」等と逆行しかねないものであると考えており、今回検証では今後のガス事業も踏まえた議論が行われることを期待する。</li> </ul>
6	・ガス政策でも水素社会推進法等、水素の普及を目論む政府方針を実現をすべく、水素の供給が円滑に進む制度にする必要がある。
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素事業に係るガス事業法の事業区分について、需要家保安の責任区分と同様に需要家の「規模」「用途」による区分の概念を持たせてはどうか。</li> <li>・一定規模以上かつ特定の需要家への供給の場合、ガス事業法の「準用なし」もしくは「準用事業」とすること。</li> </ul>
8	・ガスシステムと電力システムを一体的に検討する必要がある。
9	・水素社会推進法では電気から水素(グリーンな燃料)を製造する電解水素の導入が謳われており、生産された水素はガス体エネルギーであるため、費用負担の在り方などはガス・電気一体的に検討を進めてはどうか。
10	・炭素賦課金など脱炭素に資する追加負担は電気・燃料種別に係らずエネルギー間中立が原則であるべきである。
11	・炭素賦課金(カーボンプライシング)は電気も燃料も負担はイコールフットを前提にガスシステムの制度設計に取り組んでいく必要がある。
12	・将来に向けて欧州同様に「ガス導管に水素を流す」ことも検討する必要がある。
13	・ガス事業環境整備WGで委員からの意見にあった「ガス導管に水素を流す」方法について、合成メタン・バイオガスと同様に水素ガスを直接ガス導管に混入することも検討するべきではないか。
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8/27に行われた第1回ガス事業環境整備ワーキンググループにおいて、委員から水素におけるガス導管への混入の検討について意見が出された。</li> <li>・水素の利用を検討するにあたっては、効率的な需要家保安といった観点に加え、社会コスト・負担の在り方といった視点も含めて幅広な議論をしていただきたい。</li> </ul>